

清瀬市の環境に関する現況調査結果

No.	課名	現行計画					現在の状況	
1	水と緑の環境課 (環)	P9~P10	生活環境	(1) 公害関連	①大気汚染	都および独自調査による監視	市内の大気の状態は、東京都の一般大気測定局を昭和49年度から市役所屋上に設置し監視していましたが、平成12年度からは郷土博物館に移し、常時監視しております。また、市では、年1回、JA東京みらい清富士前、清瀬郵便局前、中清戸地域市民センター前の3か所で独自の調査を実施しています。	東京都は、都内47局(区部28局、多摩部19局)に一般環境大気測定局を設置し常時監視を行っています。市では、小金井街道、志木街道、ケヤキ通りで、毎年自動車排出ガスによる大気汚染調査を実施しています。
2	水と緑の環境課 (環)	P9~P10	生活環境	(1) 公害関連	①大気汚染	一般大気汚染物質の測定結果	一般大気測定局の測定値では、二酸化硫黄、一酸化炭素、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダントは、環境基準に達しています。経年的には、二酸化窒素量はやや低下し、浮遊粒子状物質量は、平成13年度まではほぼ横這い状態でしたが、平成14年度からは低下してきました。	平成25年度の環境基準の達成状況をみると、二酸化硫黄、一酸化炭素、二酸化窒素、浮遊粒子状物質は、達成していますが、微小粒子状物質(PM2.5)は、平成23年度から開始しており、光化学オキシダントは、達成していません。
3	水と緑の環境課 (環)	P11~P12	生活環境	(1) 公害関連	②水質汚濁	河川水質調査	市内には、柳瀬川、空堀川、野火止用水とがあります。これらの河川の水質を監視するため、毎年、毎月1回(野火止用水は年2回)水質調査を実施しています。	市内には、柳瀬川、空堀川があります。これらの河川の水質を監視するため、毎年、毎月1回水質調査を実施している。
4	水と緑の環境課 (環)	P11~P12	生活環境	(1) 公害関連	②水質汚濁	生物化学的酸素要求量(BOD)の環境基準達成状況	平成17年の調査結果では、柳瀬川、空堀川ともに環境基準(E類型10mg/l以下)です。なお、野火止用水には、環境基準は適用されません。	平成26年度の調査結果では、有機性汚濁の代表的な指標であるBOD(生物化学的酸素要求量)の平均値は、柳瀬川が0.8mg/L、空堀川が0.7mg/Lとなっており、両水域とも環境基準を達成している。
5	水と緑の環境課 (環)	P11~P12	生活環境	(1) 公害関連	②水質汚濁	市内の地下水調査	地下水については、市内7か所で水質調査を毎年行い、平成17年度の調査結果では、地下水の水質汚濁に係る環境基準を達成しています。	平成26年度の調査結果では、市内の7地点の井戸水からトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタンの3物質の分析を行った結果、基準値を超えていません。
6	水と緑の環境課 (環)	P13~P14	生活環境	(1) 公害関連	③騒音・振動	主要幹線道路における測定	主要幹線道路の沿道において毎年、騒音・振動の市独自の調査を行っております。	市では、志木街道、小金井街道など3か所において、24時間調査を毎年実施している。
7	水と緑の環境課 (環)	P13~P14	生活環境	(1) 公害関連	③騒音・振動	道路交通騒音	1日だけの調査なので、環境基準達成・未達成の評価をすることはできませんが、平成17年度においては、全測定地点で環境基準を下回る値でした。なお、幹線道路以外の住宅地内では、車やオートバイの不要なアイドリングが問題となっています。	道路交通騒音に関する平成26年度調査をみると、昼間・夜間の要請限度は全ての地点で満たしている。
8	水と緑の環境課 (環)	P13~P14	生活環境	(1) 公害関連	③騒音・振動	道路交通振動	振動規制法では、環境基準は設定されていませんが、要請限度の値も全測定地点で下回っていました。	道路交通振動に関する平成26年度調査をみると、要請限度は全ての時間帯及び地点で満たしている。

No.	課名	現行計画					現在の状況	
9	水と緑の環境課 (環)	P15~P16	生活環境	(1) 公害関連	④生活型公害・苦情等	苦情数	生活型公害としては、野外焼却や焼却炉から出るばい煙、悪臭と建設現場や事業所からの騒音についての苦情が上位を占めています(特に平成13・17年度)。ばい煙の苦情については、一般家庭でのゴミの焼却や建物解体現場などでの野焼きによるものが殆どです。騒音については、マンション建設の増加等による建設作業音や、一般家庭の日常生活に伴うものや商店などの「近隣公害」と呼ばれる近隣騒音などが多くなっています。	平成25年度 騒音8件、振動5件、悪臭1件、ばい煙28件、動物20件、その他24件、発生源別では、建設現場や事業所からの騒音、ばい煙の苦情が増加するとともに、近隣騒音等生活公害への相談、相隣関係に起因する苦情などが増えている。

No.	課名	現行計画					現在の状況	
10	水と緑の環境課 (環)	P17～P19	生活環境	(2) 化学物質	-	法令による化学物質の安全管理の推進	現在、化学物質は、人工的に作られ使用されているものは世界で約10万種、日本でも数万種とされています。プラスチックや洗剤、塗料、接着剤、合成繊維など身近なものから、医薬品、農薬などに至るまで、現代生活には欠かせないものになっています。しかし、その生産・使用・廃棄の仕方によっては、人の健康や生態系へ影響を及ぼす可能性が懸念されます。化学物質を有効に利用しながら、他方ではそれらが持つ有害性によって悪影響が生じないよう対策を講じることが必要であることから、平成11年7月に「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(P R T R法)が制定され、平成13年4月から有害性のある化学物質の環境への排出量及び廃棄物に含まれての移動量を把握・公表する制度が発足しました。なお、東京都環境確保条例では、事業所と住宅が混在するといった都市構造を持った東京の地域性を踏まえ、対象事業者の範囲をP R T R法よりも拡大しています。	対象事業者には毎年、定期的に適正管理化学物質の使用量等の報告を求め、より安全な化学物質への転換や環境への排出量の削減等を促している。
11	水と緑の環境課 (環)	P17～P19	生活環境	(2) 化学物質	-	ダイオキシン類対策	平成9年、下宿でダイオキシン類の測定結果、2.1pg-TEQ/m ³ を記録し、全国ワーストワンになりました。このことを契機として平成11年9月27日に清瀬市ダイオキシン類規制条例を制定し、毎年の測定と監視を行っています。環境ホルモンのひとつでもあるダイオキシン類については、平成12年1月にダイオキシン類対策特別措置法が施行され総合的な対策が開始されました。清瀬市においては、一般環境における土壌中のダイオキシン類の調査を、2地点で毎年実施しています。平成17年度のそれぞれの調査結果では、全調査地点で環境基準を達成していました。また、河川におけるダイオキシン類の濃度測定のため、東京都が毎年1地点、水質底質の調査を実施しています。平成17年度の調査結果においては、環境基準を達成していました。	調査を通じて、ダイオキシン類などの有害物質が、市民の健康に与える影響がないことを確認するとともに、環境基準を超えるなど、万一、影響がある場合には、東京都の連携のもと、適切な措置を講じている。
12	水と緑の環境課 (環)	P17～P19	生活環境	(2) 化学物質	-	アスベスト対策	アスベストは耐火性、耐薬品性、断熱性などの特性を持つ天然繊維で、建築用材、ブレーキなどに使用されてきました。アスベスト繊維を吸入すると、悪性中皮腫や肺がんを発症することから、大気汚染防止法でその製造、使用が禁止されています。また、最近、アスベストを使用している建築物や製品が調べられていて、その結果が公表されています。しかし、既存の建築物が建て替えなどを行う時に大気中にアスベスト繊維が放出されるため、その工事などについても厳しい制限がなされています。	アスベスト(石綿)の適正処理の指導を行っている。
13	ごみ減量推進課	P20～P21	生活環境	(3) 廃棄物	-	廃棄物処理量の減少	廃棄物の適正処理、減量、リサイクルなどについては、市として積極的に取り組んできました。市民の方々の努力などにより大きな成果をあげ、資源化されたものを除いた廃棄物としての処理量は、平成16年度の16,500tから平成17年度には約16,484tに減少しましたが、資源化率は、15.9%から20.0%に増加しました。	容器包装リサイクル法に続き、小型家電リサイクル法が施行されるなど、循環型社会の形成に向けた各種リサイクル法の整備が整い、清瀬市においても廃棄物減量及び再資源化の促進の観点から積極的に適正分別・リサイクルに取り組んできました。特に平成18年に施行された容器包装リサイクル法の浸透により、不燃ごみの収集量が大幅に減少し、替わって資源化率が大幅に上昇しました。新たな分別区分の追加、及び可燃ごみ中の資源物の分別徹底等により、廃棄物処理量は平成17年度から平成26年度までで2,500t近く減量しました。

No.	課名	現行計画					現在の状況	
14	ごみ減量推進課	P20～P21	生活環境	(3) 廃棄物	-	ごみの減量と有料化	<p>ごみの減量とリサイクルの推進を図って、平成13年6月より指定収集袋制（ごみの有料化）を実施しています。また、平成18年10月から容器包装プラスチックを資源化するため分別収集を開始し、さらにスーパーマーケットやコンビニエンスストア、商店会などにごみの減量化に向けてレジ袋削減とマイバック持参の推進キャンペーンにご協力をいただいています。今後も、市民及び事業者において、廃棄物の減量に対する意識の高まりと一層の取り組みが期待されます。</p>	<p>平成13年の指定収集袋制を導入して以来、市民の方々の分別に対する意識向上や努力もあり、家庭から排出されるごみ量は毎年おおよそ減少しています。また、清瀬市一般廃棄物処理基本計画にある「1人1日あたりのごみ量10年間で10%（44g）削減」という目標に向けて、平成25年度からは小型家電の回収、再資源化も行っております。リデュースにおいては、大型店舗のレジ袋の有料化、市民祭りにおけるレジ袋使用の禁止などマイバッグ推進に官民連携で取り組んでおります。</p>
15	ごみ減量推進課	P20～P21	生活環境	(3) 廃棄物	-	新たな最終処分場の必要性	<p>清瀬市の一般廃棄物は、清瀬市・東久留米市・西東京市の3市で構成される柳泉園組合で焼却・破碎の中間処理を経て、25市1町で構成する東京たま広域資源循環組合の二ツ塚最終処分場（日の出町）に搬入され、埋め立てられていました。しかし、この処分場も、現状のままの搬入が続くと、平成26年には満杯になるとされていましたが、今まで埋め立てていた焼却灰をエコセメントとして再利用しますので、二ツ塚最終処分場の使用期間を平成26年から約14年以上延長することができるようになりました。</p> <p>経費については、処分量に応じて分担しますが、この分担金を含めた廃棄物処理経費は、平成17年度では11億3千万円で市民一人1日当たり約42.2円の負担となっております。</p>	<p>清瀬市の一般廃棄物は、清瀬市・東久留米市・西東京市の3市で構成される柳泉園組合で焼却・破碎の中間処理を経て焼却灰となり、25市1町で構成する東京たま広域資源循環組合に搬入しております。搬入された焼却灰はエコセメントの原料として再利用され、道路工事等に利用されています。また、柳泉園組合では不燃ごみは循環組合に搬出しておらず、民間会社に委託し固形燃料に生まれ変わっています。このようにエコセメント化施設の設立及び各構成団体の不燃ごみの再資源化等の取り組みにより、二ツ塚最終処分場の延命が図られています。</p> <p>経費については、処分量等に応じて各団体で分担して負担しており、この負担金を含めた廃棄物処理経費は、平成26年度では約9億5260万円で市民一人1日当たり、約35.1円の負担となっております。</p>
16	水と緑の環境課（環）	P22～P23	生活環境	(4) エネルギー	-	電気	<p>平成16年度の総使用量は約301,000kwh、その内訳は電力が54.2%、電灯が45.8%となっております。</p> <p>平成12年度と比較すると、総使用量は3.3%の増加となっております。このうち、電力使用量は減少傾向にありますが、電灯使用量は横ばいとなっております。</p>	<p>総使用量の資料なし</p>
17	水と緑の環境課（環）	P22～P23	生活環境	(4) エネルギー	-	ガス	<p>平成16年度のガス（都市ガス）使用量は約15,800千m³となっており、需要内訳は家庭用が58.9%で最も多く、次いで医療機関が19.8%となっております。</p> <p>平成12年度と比較すると、ガス使用量の総数は8.3%増加しています。なお、平成15年度の数字の減少は、公用部門の節約によるものです。</p>	<p>平成24年度のガス使用量は、約17,350千m³</p>
18	下水道課	P24～P25	生活環境	(5) 上下水道	-	上水道	<p>市では、配水管の布設替えを行うなど、施設の充実を図りながら、給水の安定に努めています。</p>	<p>市の水道事務が、平成19年4月から東京都に移行しました。</p>

No.	課名	現行計画					現在の状況	
19	下水道課	P24～P25	生活環境	(5) 上下水道	-	公共下水道	<p>公共下水道汚水水洗化普及率は、平成17年度末で99.8%に達していますが、水洗化されていない生活排水が公共下水道に接続されておらず、空堀川などの河川に排出している世帯があります。これが、水質汚濁の原因の一つになっています。公共下水道雨水事業は、柳瀬川の流末で流下能力が低く、また、河川改修工事が完了されていないため、既設排水管を利用しています。市内数か所で、集中豪雨による道路冠水が発生するところがありますが、市では、雨水対策及び雨水浸透を目的として、雨水浸透施設設置に対する指導を行っています。</p>	<p>公共下水道汚水水洗化普及率は、平成26年度末で、99.98%に達していますが、現時点においても、公共下水道に接続していない未水洗化世帯に、文書配布による接続促進活動を受け、未水洗化の解消に取り組んでいます。一方、昨今のゲリラ豪雨など、一時的に大量の雨が降るような状況では、雨水が道路上に溢れでて、道路の浸水や冠水を招いています。平成25年度からは、公共下水道として、初めて柳瀬川右岸5号雨水幹線整備を行い、1時間50mmの降雨に対応できるよう直径2メートルを超える雨水幹線を敷設して、路面排水管をこの雨水幹線につなぎ、道路冠水や浸水の被害からまちを守ることを目指しています。また、雨水浸透施設の設置の助成制度を平成25年度から設けています。</p>
20	水と緑の環境課 (緑)	P26	自然環境	(1) 水辺の環境 (柳瀬川・空堀川)	-	水辺の環境整備	<p>本市には、所沢市境に柳瀬川や空堀川があり、崖線の緑地帯や清瀬金山緑地公園、金山調整池などに豊かな緑が残っています。特に、柳瀬川沿いは、清流と緑豊かな自然環境に恵まれ、清瀬市のシンボルとなっていますが、河川沿いの緑地(河畔林)量は十分とはいえません。河川沿いには多くの施設等が立地していることから、良好な水辺空間と一体となったスポーツやレクリエーションの核となっており、多くの市民に親しまれています。</p>	<p>本市には、所沢市境に柳瀬川や空堀川があり、崖線の緑地帯や清瀬金山緑地公園、金山調節池などに豊かな緑が残っています。特に、柳瀬川沿いは、清流と緑豊かな自然環境に恵まれ、清瀬市のシンボルとなっており、自然保護団体による外来植物駆除や樹木整理により、河川沿いの緑地(河畔林)は徐々に増えています。河川沿いには多くの施設等が立地していることから、良好な水辺空間と一体となったスポーツやレクリエーションの核として親しまれる一方、バーベキュー利用者のごみ放置などが課題となっています。</p>

No.	課名	現行計画				現在の状況		
21	水と緑の環境課 (緑)	P26	自然環境	(1) 水辺の環境 (柳瀬川・空堀川)	-	空堀川の枯渇	空堀川については、水量が十分でなく、水の流れていない部分もあります。浸透や蒸発による枯渇、荒廃がところどころで見られ、このままでは、川そのものが姿を消してしまうのではないかと危惧されています。これは、浸透や蒸発だけでなく、下水道の整備の普及に伴い流域各市の水洗化が完備されたことも大きな要因となっています。下水道が普及したことにより、汚濁負荷量は改善されつつも、水量は減少してきたといえます。	現行計画から変化なし。
22	水と緑の環境課 (緑)	P27～P28	自然環境	(2) 緑地・雑木林等	-	緑地・雑木林について	本市の緑被率は46.3%（平成9年3月現在）と近隣都市の中では最も高い数値を示しています。北西部の柳瀬川および空堀川沿いには、中里緑地保全地域や崖線のみどりが広がり、早春には希少植物が広い範囲で見られます。中央部には志木街道のけやき並木や屋敷林、緑地保全地域があり、さらに、南部の病院街にはまだ多くの緑が存在すると同時に、生産緑地に指定された農地も多く、市内には武蔵野の面影を伝える場所が広く残っています。しかし、この緑を構成する雑木林や農地の多くが民有地のため、相続時の相続税対策などのために売却され、年々減少してきています。市では市債の発行などによる雑木林の買い上げなど、積極的にその減少に歯止めをかける努力はしていますが、資金面での限度があります。	本市の緑被率は40.1%（平成22年3月現在）と近隣の多摩六都の中で最も高い数値を示しています。北西部の柳瀬川および空堀川沿いには、中里緑地保全地域や崖線のみどりが広がり、早春には希少植物が広い範囲で見られます。中央部には志木街道のけやき並木や、雑木林、農地、屋敷林が一体となった武蔵野特有の景観を残し、南部では病院内緑地を中心に、あじさいロードによる接道部緑化や多くの生産緑地もあります。今後も、市全体を緑化重点地区として、地域の特色を活かしたみどりの整備を図りますが、雑木林や農地の多くが民有地のため、相続税対策などにより年々減少しています。市では、条例による緑地環境保全区域・保存樹木の指定を中心に、所有者へみどり確保の協力を要請するとともに、緑地保全基金などを活用しながら、多様性を残した雑木林の公有地化を行っていきます。
23	水と緑の環境課 (緑)	P27～P28	自然環境	(2) 緑地・雑木林等	-	清瀬市みどりの基本計画	清瀬市みどりの基本計画は、平成10年3月に策定されました。この中で、「みどりのネットワークの形成」、「むさし野のみどりを守る」、「市街地のみどりを守りはぐくむ」、「みどりをいつくしむ心をはぐくむ」、「みどりの拠点をつくる」の5つの目標を掲げています。これは、人と人、人と自然などが関わりを持ち、みどりの循環都市を形成することを目的としたものになっています。	清瀬市みどりの基本計画は、平成10年3月に策定され、平成23年3月に改訂を行いました。「現在のみどりを次世代に引き継ぐよう、市民、企業、行政の協働によるみどりの維持・管理を推進し、質の向上を図ります。」を目標に、「みどりの拠点を中心としたネットワークを形成します」「武蔵野のみどりを守り、活かします」「市街地のみどりを守り、つくり、育みます」「みどりをいつくしむ心を育みます」の4つの基本方針を定めています。
24	水と緑の環境課 (緑)	P27～P28	自然環境	(2) 緑地・雑木林等	-	清瀬市都市計画マスタープラン	市は、平成13年3月に、「清瀬市都市計画マスタープラン」を策定しました。この中で、公園・緑地の整備として、「公園の整備」、「緑のネットワークの形成」、「緑の循環都市」を、武蔵野の緑の保全・活用として、「屋敷林等の保全」、「生産緑地の保全・活用」を、水辺空間の整備として、「河川・用水の活用」、「水辺レクリエーション拠点の形成」などを挙げています。これは、減少する緑の保全と充実を目的としたものになっています。	市は、平成13年3月に、「清瀬市都市計画マスタープラン」を策定しました。この中で、公園・緑地の整備として、「公園の整備」、「緑のネットワークの形成」、「緑の循環都市」を、武蔵野の緑の保全・活用として、「屋敷林等の保全」、「生産緑地の保全・活用」を、水辺空間の整備として、「河川・用水の活用」、「水辺レクリエーション拠点の形成」などを挙げています。これは、減少する緑の保全と充実を目的としたものになっています。
25	水と緑の環境課 (緑)	P27～P28	自然環境	(2) 緑地・雑木林等	-	清瀬市みどりの環境をつくる条例	平成18年3月、市ではみどりを市民共通の財産として位置づけ、市民、事業者、所有者および市のそれぞれがみどりの保全と創生に努める責務があることをうたっています。この条例のなかで、緑地保全区域や保存樹木などを指定し、将来にわたって残すべき樹林や樹木の保全策を講ずる事としました。	平成18年3月、市ではみどりを市民共通の財産として位置づけ、市民、事業者、所有者および市のそれぞれがみどりの保全と創生に努める責務があることをうたっています。市では、条例に基づく緑地環境保全区域・保存樹木の指定を中心に保全を図り、清瀬市みどりの環境保全審議会の意見をもとに、継続的に指定の追加を行っています。

No.	課名	現行計画					現在の状況	
26	水と緑の環境課 (緑)	P27～P28	自然環境	(2) 緑地・雑木林等	-	雑木林の保全・活用のための 管理作業	<p>武蔵野の雑木林は、農業と密着した存在でした。かつては下草刈り、落ち葉掃き、萌芽更新などの雑木林へのはたらきかけを農家が行っていました。その結果、雑木林の美しい姿が維持されてきました。</p> <p>現在では市のボランティア等で管理されていますが、十分とは言えません。</p>	<p>エネルギー革命やグローバル化に伴い、落葉や薪炭の需要が減り、雑木林が荒廃していく中、市では雑木林の復活のために、平成24年度に下清戸道東特別緑地保全地区、平成26年度に神山特別緑地保全地区の萌芽更新を開始しました。発生材をまき材やホダ木として市民に配布すると同時に、武蔵野の雑木林らしい多様性に富んだ林を実現するため、みどりの環境保全審議会での樹木モニタリングや、ボランティアによる下草刈り等の管理が行われています。</p>

No.	課名	現行計画					現在の状況	
27	水と緑の環境課 (緑)	P27～P28	自然環境	(2) 緑地・雑木林等	-	野鳥や昆虫の生息環境	土地開発・宅地化などにより自然空間が減少し、野鳥や昆虫の生息環境が悪化しています。	宅地化による自然空間の減少は引き続き課題になる一方、みどりの質は、自然保護団体による植生管理や市民意識の高まりによって、徐々に本来の姿に戻りつつあります。特に、柳瀬川・金山調節池には多種多様な野鳥が飛来して市民を楽しませており、平成25年度に「清瀬の野鳥」を発刊しました。
28	まちづくり課	P29～P30	都市環境	(1) 土地の利用	-	宅地・農地・山林が混在	土地利用現況調査によると、本市の土地利用(平成14年現在)は、宅地46.53%、農地24.68%、山林5.69%、その他23.10%であり、宅地が最も多くの割合を占めています。農地は、市域の約25%を占め、その内約87%が生産緑地として指定されており、よく整備された農地が多くみられます。本市の緑被率(平成9年現在)は46.3%で近隣都市の中では最も高い数値(東村山市 約38%、東久留米市 約39%等)を示しています。このように、農地、雑木林、けやき並木、屋敷林、緑地保全地域、病院街の広大な緑など、武蔵野の面影を残す緑や豊かな自然環境が多く残っています。宅地は、ほとんどが住宅地で、その中には人口増加の主要因となった大規模な団地が立地しているなど、住宅都市としての性格が強く表れています。商店は、清瀬駅周辺と秋津駅周辺の一部に多くみられますが、昔ながらの個人商店が多く、主要幹線道路沿いに商業地を形成しています。	土地利用現況調査によると、本市の土地利用(平成19年現在)は、宅地48.3%、農地23.1%、山林5.6%その他23%であり、宅地が最も多くの割合を占めている。農地は、市域の約23%を占め、その内約89%が生産緑地として指定されている。本誌の緑被率(平成20年現在)は40.6%で近隣都市の中では最も高い数値(東村山市約32%、東久留米市約33%等)を示している。
29	まちづくり課	P29～P30	都市環境	(1) 土地の利用	-	宅地化による農地の減少	固定資産概要によると、昭和63年に277haあった市内の農地は平成17年には226haと約18.4%減少しています。	固定資産概要によると、昭和63年に277haあった市内の農地は、平成26年には202haと約27%減少している。
30	まちづくり課	P29～P30	都市環境	(1) 土地の利用	-	都市計画による指定	環境と深い関わりを持つ都市計画として、生産緑地地区が指定されています。生産緑地については、平成17年1月現在、市街化区域内農地面積約226haのうち約198haが指定されています。	生産緑地については、平成26年1月現在、市街化区域内農地面積約202haのうち約179haが指定されている。
31	まちづくり課	P29～P30	都市環境	(1) 土地の利用	-	清瀬市住環境の整備に関する条例	平成18年3月、市は市民や事業主との協働により自然を守り、育み、自然と調和した快適な住環境を整え、整然とした街並みを形成するため、今後の街づくりの規範となる条例を制定しています。	平成18年3月に今後のまちづくりの規範となる清瀬市住環境の整備に関する条例を制定し、平成26年3月に住宅・住環境の変化を踏まえ、実情に即した条例となるよう見直しを行った。
32	まちづくり課	P31～P32	都市環境	(2) 都市景観と自然景観	-	東京都の条例	建築基準法は、建築や設備に関して規制や基準を設けていますが、東京都においては、まちの景観を保全するために、景観条例や屋外広告物条例を策定しています。東京都景観条例は、東京の自然を生かし、地域の個性と多様な魅力を発展させる街並みをつくることを目的として、建物を建てる時配慮すべきことを定めています。また、東京都屋外広告物条例は、美観の維持と公衆に対する危害防止を目的としており、形、大きさ、色合いなどが美観を害するおそれのある屋外広告物の設置を禁じています。	現行計画から変化なし。
33	まちづくり課	P31～P32	都市環境	(2) 都市景観と自然景観	-	残さなければならない景観	本市には、多くの神社仏閣があり、清瀬10景などに見られる景観の優れた場所があります。これらに市民は強い愛着を感じ、貴重な財産を後世に残さなければと認識しております。また、現在「清瀬市名木・巨木100選」の選定作業が進行中です。	平成20年3月に清瀬の名木・巨木百選を発行した。

No.	課名	現行計画				現在の状況		
34	道路交通課	P33～P34	都市環境	(3) 交通環境	-	交通渋滞	<p>都市計画決定されている道路は10路線ありますが、事業計画が未定の路線もあり、整備率は平成15年度末で約26%となっています。(統計きよせによる)</p> <p>◇10路線 ①東・3・4・7 府中清瀬線②東・3・4・13 練馬東村山線③東・3・4・14 保谷秋津線④東・3・4・15の2 新東京所沢線⑤東・3・4・16 中清戸線⑥東・3・4・17 下清戸線⑦東・3・4・22 萩山野火止線⑧東・3・4・23 清瀬駅前線⑨東・3・4・24 清瀬駅下清戸線⑩東・3・4・26 久米川駅清瀬線</p> <p>市内における主要幹線道路である小金井街道と志木街道の2路線は、市の中央において十字に交差しており、また、小金井街道は西武池袋線と平面交差しているため、朝夕は特に交通渋滞がひどく、生活道路への侵入など、市民生活に悪影響を及ぼしています。</p>	<p>都市計画決定されたいる道路は10路線ありますが、事業計画が未定の路線もあり、整備率は平成21年6月末で約33.4%となっています。(清瀬市ホームページによる)</p> <p>◇10路線①東・3・4・7 府中清瀬線②東・3・4・13 練馬東村山線③東・3・4・14 保谷秋津線④東・3・4・15の2 新東京所沢線⑤東・3・4・16 中清戸線⑥東・3・4・17 下清戸線⑦東・3・4・22 萩山野火止線⑧東・3・4・23 清瀬駅前線⑨東・3・4・24 清瀬駅下清戸線⑩東・3・4・26 久米川駅清瀬線</p> <p>①東・3・4・7 府中清瀬線・⑨東・3・4・14 清瀬駅下清戸線の2路線が整備され、交通渋滞が緩和された。</p>
35	道路交通課	P33～P34	都市環境	(3) 交通環境	-	自動車社会が与える環境への負荷	<p>騒音・振動公害やぜんそくなどの健康被害、地球温暖化をもたらす二酸化炭素の排出といった、自動車を与える環境負荷は多大であり、今後も多岐にわたっていくことが予想されます。国内の自動車保有台数が増加していることから、自動車から排出される二酸化炭素も年々増加しています。しかし、清瀬市における自動車保有台数をみると、平成10年度の25,863台と比べ、平成15年度が25,714台と約6%減少しています。(統計きよせによる)</p>	<p>しかし、清瀬市における自動車保有台数をみると、平成15年度が25,714台と比べ、平成25年度が18,714台と約27%減少しています。(統計きよせによる)</p>
36	道路交通課	P33～P34	都市環境	(3) 交通環境	-	公共の交通網	<p>市内には清瀬駅と秋津駅の2つの駅があり、都心や近県への鉄道での交通手段は確保されていますが、秋津駅には、路線バスの乗り入れ可能なスペースがなく、利便性からいえば、公共の交通環境が良いとはいえない状況です。</p>	<p>秋津駅にはコミュニティバス「きよバス」が発着しており、市域北部・南部を経て清瀬駅と接続されており、市民の公共交通機関として機能している。平成23年4月1日より、緑陰通り経由については午後7時台も運行されるようになり、市民の交通手段として広く利用されている。</p>
37	道路交通課	P33～P34	都市環境	(3) 交通環境	-	放置自転車への対応	<p>公共の場所や市内駅周辺道路に放置されている自転車は、歩行者や車の通行障害を引き起こしているだけでなく、周辺的生活環境にも悪い影響を及ぼしています。市では、平成2年10月に「清瀬市自転車等の放置防止に関する条例」を制定し、その中には、「自転車等を整備された保管場所及びその他の場所に移送及び保管したときは、当該自転車等の利用者又は所有者から撤去費用を徴収する」という内容もあり、放置自転車への対策はもとより、自転車駐輪場の整備にも努めています。</p>	<p>公共の場所や清瀬駅・秋津駅周辺は条例により、放置禁止区域に指定しています。対応としまして、違法駐輪等防止指導員を配置し、指導業務を行うとともに定期的に撤去を実施しています。また、民間の駐輪場が新たにオープンし駐輪場の収容台数増えていることから、年々、放置自転車は減少しています。</p>
38	水と緑の環境課(環)	P37～P38	地球環境	-	-	地球環境	<p>わが国を含め、先進諸国を中心とした資源やエネルギーの大量消費と廃棄、開発途上国の人口増加、急激な工業化などによって、地球規模で環境問題が生じています。これらは、将来まで影響が及ぶほど深刻な状況です。</p>	<p>私たち人間の活動の拡大に伴って二酸化炭素等の温室効果ガスが大量に大気中に排出されることで、地球が過度に温暖化するおそれが生じている</p>
39	水と緑の環境課(環)	P37～P38	地球環境	-	-	地球温暖化	<p>現代の産業化社会における化石燃料の燃焼に伴い発生する、二酸化炭素などの温室効果ガス排出量の急激な増加により、地表の平均気温が上昇します。海面水位の上昇や世界的な異常気象などの原因となることが懸念されます。また、本市においても都市化によるヒートアイランド現象が見られています。</p>	<p>気候の変動は、農林水産業、生態系、水資源、人の健康などに影響を与えることが予想され、人類の生存基盤に関わる重要な環境問題として、地球温暖化防止対策に取り組んでいく必要がある。</p>

No.	課名	現行計画						現在の状況
40	水と緑の環境課 (環)	P37~P38	地球環境	-	-	オゾン層の破壊	オゾン層は、太陽からの有害な紫外線を吸収し、地球上の生き物を保護しています。このオゾン層が、フロン（正式にはフルオロカーボン類）と呼ばれる物質によって破壊されると、地表に届く有害な紫外線が増え、皮膚がんや遺伝子異常などが引き起こされたり、農作物への被害が懸念されます。	現在使用されている冷蔵庫、カーエアコンなどの中に冷媒のフロンとしてまだ残されており、大気中への排出を抑制していく必要がある。
41	水と緑の環境課 (環)	P37~P38	地球環境	-	-	酸性雨	酸性雨は、大気汚染の原因となる窒素酸化物（NOx）や硫黄酸化物（SOx）などが大気中で硝酸や硫酸などに変化し、雨や霧に含まれて地上に降ってくる現象で、pH5.6以下の雨や霧を総称して酸性雨といいます。すでに、欧米では、湖沼や森林等の生態系に深刻な影響を与え、国際問題となっています。	酸性雨は、湖沼や河川などに直接的に影響を与えるほか、森林や植物、土壌、建物等などにも影響を及ぼします。また、大気汚染により発生する現象のため、一定地域に限定されるものではなく、長距離移動し越境汚染を引き起こすなど地球規模での環境問題になっている。
42	水と緑の環境課 (環)	P37~P38	地球環境	-	-	海洋汚染	海は二酸化炭素を吸収すると同時に、優れた浄化能力を保持していますが、タンカーの事故時や油の積み下ろしの際の油の流出や海底油田の開発や化学物質の廃棄などにより、海洋汚染が進み、海洋生物に影響を及ぼしています。	現状の状況なし
43	水と緑の環境課 (環)	P37~P38	地球環境	-	-	熱帯林の減少	熱帯林が食料増産のための開拓や木材の伐採などにより、過去10年間、年平均でおよそ日本の国土面積の40%ずつ減少していると推測されます。熱帯林が減少すると、二酸化炭素の吸収や気候を安定させるというはたらきが損なわれるだけでなく、野生生物の生息に影響し、熱帯林としての機能が損なわれます。	現状の状況なし
44	水と緑の環境課 (環)	P37~P38	地球環境	-	-	砂漠化	砂漠化というと、一般的には土地の乾燥化のみと考えられていますが、土壌の浸食や自然植生の種類の減少なども砂漠化現象と考えられています。干ばつなどの自然的な原因のほか、過剰な家畜の放牧、過度の耕作、樹木の伐採などにより、土地の生産能力が著しく低下して砂漠のようにやせた土地になり、食糧生産ができなくなります。	現状の状況なし
45	水と緑の環境課 (環)	P37~P38	地球環境	-	-	野生生物の減少	人間が自然生態系を無視し、無計画に野生生物を乱獲したり、森や河川、海などの生息環境を汚染し破壊したことで、直接的、間接的に多くの野生生物の絶滅を招いてきました。一度絶滅した生物種は二度と戻りません。野生生物種が減少するということは、それだけ、地球上の生命システムの安定がゆらぐこととなります。	現状の状況なし
46	水と緑の環境課 (環)	P37~P38	地球環境	-	-	開発途上国の公害	世界人口のうち約4分の3は、開発途上国といわれる地域に暮らしています。農村地域では、人口増加による過剰耕作と過放牧による森林の減少や砂漠化が進み、都市部においては、人口増加に対して、交通や下水道、ごみ処理などの整備が追いつかず、劣悪な生活環境となっています。また、工業化や都市化が進む地域では、環境対策が不十分であるため、産業廃棄物や一般廃棄物の処理問題が深刻化しています。	現状の状況なし

No.	課名	現行計画					現在の状況	
47	水と緑の環境課 (環)	P37~P38	地球環境	-	-	有害廃棄物の越境移動	有害廃棄物は、主に化学薬品を使用して物を生産する際に出るごみのことで、本来、これらは無害化され、適正な管理下に置かれるべきものですが、現実には、処分費用の高い国から安い国へ、また、規制に厳しい国から緩い国へと移動されやすく、適正な処理ができない国で処分、不法投棄され、それが環境汚染を引き起こしています。	現状の状況なし

No.	課名	現行計画					現在の状況	
48	ごみ減量推進課	P39～P40	環境学習	-	-	環境学習	<p>市では、環境学習の一環として、ごみの中間処理場・最終処分場等への施設見学会を実施したり、環境セミナーにおいては、環境に係る研究所等への施設見学会を実施しています。環境市民スクールでは、「手作り工芸教室」、「分別教室」、「コンポスト（生ごみを堆肥にする）教室」などを実施し、リサイクルの普及や環境問題の啓発に努めています。また、次世代を担う子供たちが、環境学習を通じて環境問題を考えるための小・中学生を対象とした環境発表会を開催し、ポスターや作文を通して環境問題の啓発に努めています。なお、市民団体によるフリーマーケットも開催されるなど、イベントを通して、環境問題に取り組んでいます。</p>	<p>市では、一般廃棄物の適正な処理及びごみ減量のため、市の施策に協力してもらって廃棄物減量等推進員を委嘱しています。推進員の皆さんには地域のごみ対策リーダーとなってもらうべく、環境学習の一環として、中間処理場や最終処分場等への施設見学会を実施したり、定期的に開催する推進員連絡会議内で市の施策に関する情報提供を行っています。また、最終処分場のある日の出町との交流を深めることを目的に、最終処分場見学等を行う「三多摩はひとつなり交流事業」を行ったり、関心のある市民や高校の生徒向けにごみをテーマにした出前講座を行っています。</p>
49	水と緑の環境課 (環)	P39～P40	環境学習	-	-	環境学習	<p>市では、環境学習の一環として、ごみの中間処理場・最終処分場等への施設見学会を実施したり、環境セミナーにおいては、環境に係る研究所等への施設見学会を実施しています。環境市民スクールでは、「手作り工芸教室」、「分別教室」、「コンポスト（生ごみを堆肥にする）教室」などを実施し、リサイクルの普及や環境問題の啓発に努めています。また、次世代を担う子供たちが、環境学習を通じて環境問題を考えるための小・中学生を対象とした環境発表会を開催し、ポスターや作文を通して環境問題の啓発に努めています。なお、市民団体によるフリーマーケットも開催されるなど、イベントを通して、環境問題に取り組んでいます。</p>	<p>○親と子の環境教室の実施 広く環境に関し、関心と認識を高めることを目的として水辺環境や環境関連施設の見学を年1回実施している。 ○きよせの環境・川まつりの開催 身近な環境を守り、次世代に引き継いでいくため、「環境保全の主役は、私たち市民である」ことを、来て見て体験するまつりを開催している。</p>